

旧御所水道ポンプ室の美装化に係る調査委託

特 記 仕 様 書

琵琶湖疏水沿線魅力創造協議会

## 1 共通事項

受注者は、本委託を履行するに当たり、本特記仕様書によるほか下記に示す最新版図書に準拠して行うものとする。これら以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ発注者の承諾を受けなければならない。

また、電子納品については、「京都市上下水道局電子納品実施要領（案）（業務編）」によるものとする。

なお、「設計業務等委託共通仕様書（京都市上下水道局）及び「京都市上下水道局電子納品実施要領（案）（業務編）」は、京都市上下水道局のホームページからダウンロードすること。

## 2 委託概要

明治から現在に受け継がれる日本遺産・琵琶湖疏水のストーリーを軸に、琵琶湖疏水の沿線に存在する構成文化財群をフィールドミュージアムとして一体的に捉え、「舟に乗っても、沿線を歩いても楽しめる」琵琶湖疏水の魅力向上と受入環境整備を行う方針である。

琵琶湖疏水には、これまで安全性や施設管理の点から公開・活用してこなかった関連施設や構成文化財があるが、これらの施設の公開・活用によって、琵琶湖疏水の新たな魅力を創造し、広域的な琵琶湖疏水の観光において、中核的な場所を創り出すことを目指す。

蹴上地域にある旧御所水道ポンプ室は、琵琶湖疏水関連施設であり、ポンプ室の前が、「びわ湖疏水船」の発着地点となっている。

本件は、旧御所水道ポンプ室の更なる活用を図るため、ポンプ室の美装化に向けて、必要な調査を行うものである。

## 3 旧御所水道ポンプ室の概要

### (1) 場 所

京都市山科区日ノ岡夷谷町17-5ほか

### (2) 施設利用期間

明治45年竣工，平成4年取水停止

### (3) 建築面積

約182㎡

### (4) 構 造

煉瓦造平屋建，スレート葺一部銅板葺，地下ろ過施設付

### (5) 建築様式

ネオ・ルネサンス様式（ポーチ，円柱付きバルコニー有）

### (6) 設計者

片山東熊（帝国京都博物館（現京都国立博物館）や東宮御所（現迎賓館赤坂離宮）の設計者），山本直三郎

### (7) 文化財としての位置付け

ア 京都岡崎の文化的景観における「重要な構成要素」（平成27年10月）

イ 国登録有形文化財（令和2年4月）

ウ 日本遺産・琵琶湖疏水の構成文化財（令和2年6月）

#### 4 委託期間

契約の日から令和3年3月31日まで

#### 5 業務担当課

京都市上下水道局水道部管理課（担当 宮脇，村田）

電 話 075-672-7759

FAX 075-682-2368

※ 琵琶湖疏水沿線魅力創造協議会のメンバーである上記を業務担当課とする。

#### 6 業務内容

##### (1) 現地調査

旧御所水道ポンプ室の外観の状況（躯体の煉瓦壁，隅部等の石材，戸や窓の木製建具，窓ガラスなど）を現地調査によって把握する。また，木製建具の色目など，ポンプ室が建設された当時の状況を調査する。

##### (2) 美装化の手法の提案

(1)の現地調査の結果を基に，旧御所水道ポンプ室の美装化（外壁の洗浄，建具，窓ガラスの保存・整備など）の手法を提案すること（仕様書（案）を含む。）。提案に当たっては，旧御所水道ポンプ室が，国登録有形文化財であることを踏まえ，美装化によって建物に影響を生じさせない方法を検討すること。また，美装化に要する経費の見積りを行うこと。

##### (3) 学識経験者からの意見聴取

旧御所水道ポンプ室の美装化の手法について，複数の学識経験者からの意見聴取を行う。聴取した意見を基に，美装化の手法について，補正・追記などを行うこと。

##### (4) 考 察

美装化の実施に当たり，必要となる調査事項や調整事項について，整理すること。

##### (5) 報告書の作成

業務成果概要書，現地調査結果報告書，学識経験者からの意見，美装化の手法（仕様書（案）を含む。）及び経費の見積書などのとりまとめを行い，報告書を作成すること。

#### 7 成果品の提出

受注者は，業務が完了した後，次に示す報告書等を作成のうえ，提出すること。作成に当たり，数量及び編集方法や提出媒体等に関し，事前に業務担当課と協議を行うこと。

(1) 調査報告書 20部

(2) 本業務で取得又は作成した資料 一式

#### 8 業務の進め方

(1) 受注者は，業務着手に先立ち，業務担当と協議し調整のうえ，業務工程表を提出すること。

(2) 業務の実施に当たっては，逐次，業務担当課と協議を行い，担当者の指示によって業務を進め，業務の結果については，速やかに報告を行うこと。

## 9 管理技術者の選定

本調査に当たっては、技術士法施行規則に規定する技術部門のうち、「建設部門」の選択科目における「土質及び基礎」、「都市及び地方計画」、「施工計画、施工設備及び積算」、「建設環境」のいずれかの技術士資格、又は一級建築士の資格を有する管理技術者を選定し、その者の下に行わなければならない。管理技術者については、書面により届け出て、業務担当課の承認を得るものとする。

## 10 手続書類の提出

業務の進捗よくに応じ、以下の書類を業務担当課に提出すること。

### (1) 着手時

業務工程表、管理技術者届及び経歴書

### (2) 完了時

完了届、調査報告書、請求書

## 11 委託料の支払い

本件委託業務に係る委託料は、業務の履行確認を完了した後に、受注者からの適正な請求書に基づいて行う。前金払いや部分払いは行わない。

## 12 その他の留意事項

### (1) 著作権の取扱い

報告書及び成果物を作成する過程で発生する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、全て琵琶湖疏水沿線魅力創造協議会に帰属する。

### (2) 自主的な情報収集

受託者は、取組の実施や報告書の作成に必要な情報を自主的に収集、報告するとともに、美装化に当たり有益な提案を積極的に行う。

### (3) 業務担当課との打合せ

受託者は、本業務の遂行に当たっては、必要のつど、業務担当課と打合せを行い、業務の進行状況の報告を行う。

### (4) 資料提供

受託者には、参考として、旧御所水道ポンプ室に係る過去の調査結果など、必要な資料を提供する。

### (5) 秘密の保持

受託者は、本契約業務履行を通じて知り得た秘密を外部に漏らし、又は、他の目的に使用してはならない。契約が終了、又は解除された後においても同様とする。

### (6) その他

この仕様書の定めのない事項並びにこの仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、受託者は、速やかに業務担当課と協議を行うものとする。